

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
平成 28 年 9 月 7 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600190号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600076号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和52年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和52年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和51年1月にA社に入社し、トラックの運転手として勤務していた。請求期間当時に社名がA社からB社に変更されたことは記憶しているが、社長や会社の所在地、仕事内容などには変更がなく、1日の空白期間も無く継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、請求期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、当該期間の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録並びに事業主及び同僚の回答により、請求期間において、請求者がA社に勤務していたことが確認できる。

そして、事業主及び同僚の回答により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る昭和52年6月の厚生年金保険の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和52年7月31日から同年8月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年

月日を同年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年7月31日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年7月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600165号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600017号

## 第1 結論

昭和52年9月から昭和54年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年9月から昭和54年12月まで

昭和54年7月に結婚したことを契機に、同年9月頃、当時の妻が私の請求期間の国民年金保険料を当時居住していた区役所の窓口で一括納付した。保険料の金額は70万円から80万円くらいだった。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、昭和54年7月に結婚したことを契機に、同年9月頃、当時の妻が請求期間の保険料を当時居住していた区役所の窓口で一括納付し、保険料の金額は70万円から80万円くらいだったと主張しているが、i) 当該時点において、請求期間の保険料を納付するには、当該期間のうち昭和52年9月から昭和54年3月までの期間の保険料は、過年度納付するほかないものの、請求者が納付したとする区役所では、制度上、保険料を過年度納付することはできないこと、ii) 請求者が納付したとする保険料の金額は、請求期間の実際の保険料の金額(7万7,860円)と大きく相違していることから、請求者の主張は不自然である。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600179号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600018号

## 第1 結論

昭和61年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

私は、昭和61年4月頃に、当時居住していた市役所の出張所に行き、自身の国民年金の再加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、毎月、納付書により金融機関で納付していた。

請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和61年4月頃に、当時居住していた市役所の出張所に行き、自身の国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、i) オンライン記録によると、請求者の請求期間における国民年金の被保険者資格の再取得(昭和61年4月1日)は、平成2年9月29日に処理されていることが確認できる上、請求者の婚姻に伴う氏名変更についても同日に処理されていることが確認できること、ii) 請求期間当時、請求者が居住していた市の国民年金保険料検認記録簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和61年度から平成元年度までは記載されていないが、平成2年度には記載されていることが確認できること、iii) オンライン記録によると、請求者の平成2年8月1日付けの国民年金第3号被保険者への種別変更が同年10月5日に処理されていることが確認できる上、上述の平成2年度と同検認記録簿では、請求期間直後の平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料のみが、同年11月に納付されていることが確認できることから、請求者の請求期間に係る国民年金の再加入手続時期は、同年9月頃と推認され、請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、毎月、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、上述の推認される再加入手続時点において、請求期間の過半の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、上述の推認される再加入手続時点において、請求期間の一部の国民年金保険料につ

いては、過年度納付により保険料を納付することは可能であるが、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶がないと述べている。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。